

令和5年度第1回おいらせ町自治推進委員会 会議要旨	
日 時	令和5年5月23日（火） 13:30～15:00
場 所	本庁舎3階 第2委員会室
出席者	委 員 : 5名 事務局 : 3名（まちづくり防災課） 出席人数 : 8名
次 第	1 開 会 2 案 件 （1） 前年度検証結果について （2） 今年度の活動予定 3 その他 4 閉 会
資 料	（1） 次第、本資料 （2） 資料1 令和4年度 自治基本条例の運用状況検証結果報告書 （3） 資料2 令和5年度の検証作業について

次第	発言者	内容（要約）
1 開会		
開会	事務局	事務局進行により開会（13:30）
2 案 件		
	委員長	（委員長あいさつ） 町会議員選挙の結果により公募委員が1人減となった。その委員の方より、皆様にお世話になりましたとの言葉をいただいたので、この場で報告する。また事務局も人事異動があった。（事務局より異動の挨拶あり）よろしくお願ひします。
（1） 前年度検証結果について		
案件	事務局	（事務局より説明） 質疑なし
（2） 今年度の活動予定		
	事務局	（事務局より説明）
	委員長	条例の取扱要領について、これまで検証したことがなかったため、今日はこちらをチェックします。
第5条 情報の公表・提供方法		
	委員長	ホームページについて。普段から町のホームページをよく閲覧している委員はいるか。（委員に確認）5人中1人しか見ていない。ただ年代によってはもっと閲覧者の割合は変わってくると思う。 防災無線放送について。屋外にある防災無線は設置数が減ったのか聞こえ

		づらくなった。しかし合併後に屋内の受信機が設置されたので、情報は届いていると思う。 町民説明会について。直近では北公民館近隣への郵便局設置や、新庁舎の建設候補地について説明会が開催されていた。
第9条 意見等に対する応答責任		
	委員長	ここまでの条項はほとんどが役場の職員に対する義務や制限である。職員の仕事としてみた場合、自分のやるべき仕事をやるよりも、これらの関連書類や回答資料を作る方に時間がかかってしまうのではないか。
第15条 懇談会等の設置		
	委員長	正確に書こうとした結果だと思うが、条項がわかりにくい。役場職員の負担が増える事ばかりだ。
第20条 政策等の案の公表等		
	委員長	パブリックコメントのために公表する資料が多いが、町民がここまで求めているだろうか。コメントはどの程度来ているのか。
	委員	求めてはいないと思う。
	事務局	パブリックコメントの件数については、おおよそ1つの計画ごとに1件あるかないか、という程度です。
	委員	何が書いてあるのか、わかりにくい。理解できない。
	委員長	ここまで1条ごとに見てきたが、情報の公表について、求められているものではないものまで作成公表する必要があるものだろうか。ここまで細かく規定しなくともよいのではないか。 担当課としては、ここまで必要だと感じているのか。
	事務局	不要ではないが、ここまで必要かどうかという気持ちはあります。対象になる事業を取り扱う課については、この要領によりかなり苦労しています。
	委員長	自治基本条例が大枠を示すものなのだから、こちらもこのように細かく規定するのではなく、「情報を必要に応じて出す」という視点で全体を見直してもよいのでは。見直し案を次回の会議に作り提示したい。
次回日程の確認		
	事務局	(次回の日程を説明)
	委員長	自治基本条例は、いざという時に役に立てば良いもので、普段は意識しない、あっても無くても良いものだと思っている。実際に使うためには、面倒だと感じるかもしれないが、普段の点検は欠かせない。来年度には講演会やパネルディスカッションをするなどして、いざという時のために備えていきたいと考えている。
4 閉会(修礼、散会)		